

# 「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務委託に係る企画提案募集要領

## 第1 趣旨

本募集要領は、宮城米マーケティング推進機構が「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

## 第2 業務名

「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務

## 第3 業務目的

宮城米マーケティング推進機構では、おいしい宮城米を用いた米飯を提供する県内外の飲食店、旅館、ホテル等を「おいしい“宮城米”米飯提供店」（以下「提供店」という。）として指定している。本業務では、提供店の利用促進及び宮城米の広報宣伝を図る3つのキャンペーンを実施し、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した宮城米使用量を回復させるとともに提供店の指定継続及び新規指定店の増加を目指すものである。

## 第4 対象となる提供店

提供店は、255店舗（令和4年3月31日現在：県内143、県外112）ある。  
なお、提供店は随時指定及び廃止を行っていることから、数店舗増減する可能性がある。

## 第5 業務内容

### 1 おにぎりアクションキャンペーン

#### (1) 協賛団体オリジナルアクションの実施

令和4年10月6日（木）から11月6日（日）まで開催が予定されている特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International（以下、TFT）が主催する「おにぎりアクション」に協賛し、提供店の誘客及びリピーター促進のためのキャンペーンを企画・実施すること。

※ おにぎりアクション：<https://onigiri-action.com/>

#### (2) オンラインイベントなどの独自企画の実施

宮城米の魅力为全国の消費者へ伝えるため、(1)のキャンペーンのほか、効果的なイベントを企画し、実施すること。

#### (3) 合同記者会見・企画会議への参加・調整

おにぎりアクション参加にあたり、TFT主催の合同記者会見及び企画会議に参加するため、必要な準備及びTFTとの調整を行うこと。

#### (4) その他

イ 参加申し込みは発注者において事前に行うが、TFTへの協賛金10口（税抜き200万円）は委託費の中から支払うこと。

ロ 全提供店に対してキャンペーンへの参加意向の確認を行い、参加店を決定すること。

ハ 企画会議等の参加により他社との共同実施ができるキャンペーン等があれば、調整のうえ実施すること。

### 2 おいしい宮城米プレゼントキャンペーン

1のキャンペーンとは別に、誘客及びリピーター促進のためのプレゼントキャンペーンを実施すること。

#### (1) 次の条件を満たす、キャンペーンを企画提案し、実施すること。

イ 賞品は宮城米等とし、賞品の購入、発送等は受託者の負担とする。

ロ 実施期間は、1のキャンペーンと重複しない1か月間以上とする。

ハ 出来るだけ多くの提供店に参加いただけるよう各店舗の負担等に配慮すること。また、幅広い世代の方を集客できるような内容とすること。

ニ 全提供店に対してキャンペーンへの参加意向の確認を行い、参加店を決定すること。

なお、参加店が概ね前年並に満たない場合は再度の意向確認や参加誘導を指示する場合がある。

ホ キャンペーンのWEBサイトを作成し、キャンペーンの内容や参加店の一覧等の情報を掲載するほか、消費者への告知やPRツールの作成も行うこと。

- (2) 令和3年度の実施概要については、別紙のとおり。過去のキャンペーンの実施内容の詳細や、アンケートの内容及び実施結果を確認したい場合は、個別に発注者へ問い合わせること。

前年度の参加店舗数

令和3年度は、183店舗が参加。(県内：115店舗，県外：68店舗)

3 だて正夢デビュー5周年キャンペーン

今年でデビュー5周年を迎える「だて正夢」に関するキャンペーンを企画・実施すること。

- (1) 次の条件を満たす、キャンペーンを企画提案し、実施すること。

イ だて正夢を取り扱っている提供店が参加できるキャンペーンとすること。

ロ キャンペーンは、提供店が新たに当該品種の取扱を始めることがメリットと感じられるような魅力ある内容とする。

ハ 実施期間は1か月間以上とする。1または2と同時開催しても構わないが、効果が高い時期に実施すること。

ニ 全提供店に対してキャンペーンへの参加意向の確認を行い、参加店を決定すること。

なお、参加店が概ね前年並に満たない場合は再度の意向確認や参加誘導を指示する場合がある。

ホ 期間中、当該品種を使用したメニューを新たに扱う店舗の増加を目指し、参加意向調査時に併せてメニュー開発有無の確認をするなど、対応を行うこと。

なお、発注者が事前に行った提供店向けアンケートにおいて、だて正夢のサンプルがほしいと回答した店舗一覧(56店舗)を受注者へ提供するとともに、発注者において、その店舗へサンプル米を別途送付する予定である。

ヘ キャンペーン参加店が使用する「だて正夢」の原材料費の全額又は一部を負担してはならない。ただし、試作等のための少量のサンプル配布は委託費内で実施可とする。

- (2) 令和3年度の実施概要については、別紙のとおり。過去のキャンペーンの実施内容の詳細や、アンケートの内容及び実施結果を確認したい場合は、個別に発注者へ問い合わせること。

前年度の参加店舗数

令和3年度は、おいしい宮城米キャンペーンと併せて「だて正夢」&「金のいぶき」プレゼントキャンペーンを実施し、参加店は、「だて正夢」17店舗、「金のいぶき」15店舗。(重複11店舗)

4 提供店制度新規加入促進

- (1) キャンペーン開始前

米の年間使用量のうち4分の3以上宮城米を使用している飲食店等に対して、キャンペーンの企画を説明し、提供店制度への加入を促すこと。

なお、キャンペーン開始前までに提供店登録された店舗のみ、今回のキャンペーンに参加できるものとする。

- (2) キャンペーン終了後

キャンペーンの実績(アンケート結果を含む)をまとめた提案資料を作成し、米の年間使用量のうち4分の3以上宮城米を使用している飲食店等に対して、提供店

制度への加入を促すこと。(1)と併せて、提供店制度に係る10店舗以上の新規登録を目指すこと。

## 5 包括的事項

- (1) 参加提供店や利用客からの問い合わせ等に対応するため、キャンペーン告知から本業務終了までキャンペーン運営事務局を設置すること。
- (2) キャンペーン期間終了後、キャンペーン不参加店含む全提供店にキャンペーン等に関するアンケートを実施し、取りまとめること。  
なお、アンケートの内容は発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 全提供店に対して別途発注者から指示する「提供店の更新手続き」（年間米使用量の確認等）を行い、キャンペーン参加店舗においては、前年度の年間宮城米使用量と比較して増加店舗数が参加店舗数の8割を超えること。ただし、当該キャンペーン以外の要因において、大きく減少する理由があるなど、やむを得ない場合には、この限りでない。
- (4) 1から5の業務内容に加え、より効果的な独自提案があれば、提案して構わない。
- (5) 各キャンペーンにおいて、新型コロナウイルスの影響により実施できない場合の代替案をあらかじめ立案して提案すること。ただし、本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況下においても、「新しい生活様式」に対応した、十分な効果が見込める内容とすることを前提とする。
- (6) 業務終了後、次の内容を取りまとめた報告書を作成し、紙（2部）及び電子データで発注者に提出すること。
  - イ キャンペーンの実施概要
  - ロ 提供店への告知、キャンペーンの実績（とりまとめ結果）
  - ハ キャンペーン等実施の様子
  - ニ 事務局への問い合わせ等の記録
  - ホ 提供店へのアンケート結果
  - ヘ 効果測定の結果（おにぎりアクションキャンペーンの参加者数、キャンペーン応募数、年間宮城米使用量の増減、提供店制度新規及び更新店舗数、だて正夢新規取扱店の有無等）
- (7) この業務内容に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。

## 第6 履行期限

令和5年3月24日（金）

## 第7 実施場所

宮城県内外

## 第8 事業費（委託上限額）

金9,999,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金909,000円）

## 第9 申込資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第15号）第157条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

## 第10 説明会・質問

- 1 説明会  
説明会は開催しない。
- 2 質問の受付  
次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。
  - (1) 受付期間 募集開始から令和4年6月10日（金）正午まで（必着）
  - (2) 提出方法 別記様式第1号により、第15の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。
  - (3) 回答方法 質問への回答は、宮城米マーケティング推進機構ホームページの本件お知らせ欄に追記する形で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ電子メールにて回答する。

## 第11 企画提案への参加申込

- 1 提出書類
  - (1) 企画提案参加申込書（別記様式第2号） 1部
  - (2) 宣誓書（別記様式第3号） 1部
  - (3) 会社概要（既存資料で可） 1部
- 2 提出期限 令和4年6月15日（水）正午まで（必着）
- 3 提出方法 持参又は郵送で第15の問い合わせ先へ提出すること。

## 第12 企画提案書の提出方法

- 1 提出書類  
企画提案書（任意様式）：8部  
※A4片面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
- 2 企画提案書に記載する事項
  - (1) キャンペーンの実施について
    - イ キャンペーン内容の提案（本業務の目的を踏まえ、具体的な内容を記載のこと）
    - ロ おにぎりアクションに係るオンラインイベントなどの独自企画の提案
    - ハ 提供店への告知及び参加意向確認方法の提案
    - ニ 誘客のための広報宣伝方法の提案
    - ホ キャンペーンをPRするための各種ツールの提案
    - ヘ 設置する事務局の運営に関する提案
  - (2) その他
    - イ 業務委託の実施体制及び作業スケジュールに関する提案
    - ロ 業務委託にかかる事業経費見積  
※仕様書の項目ごとに、規格、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
    - ハ 提供店制度新規加入促進に係る候補店舗の選定方法と見込み増加店舗数

- ニ その他、本業務委託内で実現可能な独自提案（提案する場合）
- 3 提出期限 令和4年6月20日（月）午後5時
  - 4 提出方法 持参又は郵送で第15の問い合わせ先へ提出すること。
  - 5 留意事項
    - (1) 提出後の書類の差し替えは認めない（発注者が補正等を求める場合を除く）。万が一修正がある場合は、選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。口頭や選定委員会後の修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
    - (2) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
      - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明なため、企画提案書として不適切と認められる場合。
      - ロ 本要領等の規定に従っていない場合。
      - ハ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合。ただし、企画ごとに代案等を提案してもかまわない。
      - ニ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
      - ホ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
    - (3) 表紙には、企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。
    - (4) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
    - (5) 受託者は、本事業（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

### 第13 審査方法

- 1 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
 

なお、提案者が6者以上の場合は、予め企画提案書による予備審査（書類審査）を行った上で、上位5者程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査（※）を行う。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては、書面審査とする場合がある。その場合は、別途連絡する。
- 2 選定委員会は次のとおり開催する。
  - (1) 開催日 令和4年6月24日（金）予定
  - (2) 開催場所 宮城県庁10階農政部会議室予定
  - (3) 審査方法
 

企画提案書等の内容について書類の総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を受託候補者として選定する。
  - (4) 提案者が1者又はない場合の取扱い
 

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。
  - (5) 審査内容
 

審査項目及び配点（満点：50点）は、次のとおりとする。

審査項目	審査の視点
1. おにぎりアクションキャンペーンについて  <div style="text-align: right;"><b>【10点】</b></div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城米のイメージアップに繋がる内容となっているか</li> <li>・キャンペーンの仕組みが消費者及び提供店にわかりやすいものとなっているか</li> <li>・提供店への告知及び参加意向確認方法は適切か</li> <li>・消費者に対する広報宣伝方法は適切か</li> <li>・オンラインイベントなどの独自提案は宮城米の理解促進及び魅力紹介に繋がる内容となっているか。また、そ</li> </ul>

	の準備や手法は適切か
2. おいしい宮城米 プレゼントキャンペーンについて 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの仕組みが消費者及び提供店にわかりやすいものとなっているか</li> <li>・提供店への告知及び参加意向確認方法は適切か</li> <li>・消費者に対する広報宣伝方法は適切か</li> <li>・賞品は消費者にとって魅力あるものとなっているか</li> <li>・実施時期は適切か</li> </ul>
3. だて正夢デビュー5周年キャンペーンについて 【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「だて正夢」の認知度向上に効果的な企画であるか</li> <li>・キャンペーンの仕組みが消費者及び提供店にわかりやすいものとなっているか</li> <li>・提供店への告知及び参加意向確認方法は適切か</li> <li>・消費者に対する広報宣伝方法は適切か</li> <li>・実施時期は適切か</li> </ul>
4. 提供店制度新規加入促進について 【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能な提案か（手法の的確性、実現性はどうか）</li> <li>・新規加入促進に向けた創意工夫がされているか</li> </ul>
5. 事務局運営及び総合的な評価について 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の設置やスケジュール等、実施体制は適切か</li> <li>・事業の目的・内容を理解して取り組む意欲があるか</li> <li>・その他、本業務委託内で独自の提案があるか。また、その内容及び手法の的確性、実現性はどうか</li> <li>・総合的に勘案し、提案内容は優れているか（提供店への誘客及びリピーター促進並びに宮城米の消費拡大に効果的な企画であるか）</li> <li>・提供店や卸売事業者との調整を問題なく実施できるか</li> <li>・多くの店舗が参加できる提案内容となっているか。また、過度に提供店の負担となる企画ではないか</li> </ul>

(6) 選定結果の発表

選定結果については、後日、参加した全ての企画提案者に文書で通知する。  
なお、審査及び選定結果に関する質問には応じないものとする。

第14 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和4年6月1日（水）
質問受付締切	令和4年6月10日（金）正午
質問回答	令和4年6月14日（火）
参加申込締切	令和4年6月15日（水）正午
企画提案書提出期限	令和4年6月20日（月）午後5時
選定委員会	令和4年6月24日（金）予定
選定結果通知	令和4年6月下旬予定
契約締結	令和4年7月中旬予定

第15 問合せ先

宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課） 担当：平山  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎10階  
TEL 022（211）2841 FAX 022（211）2849  
e-mail miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp